

平成27年第8回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成27年9月25日(金)
午前9時30分 から 午前10時38分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員(14名)

1番	田中安雄	2番	池崎計介
3番	錦戸幸春	4番	大仁田金次
5番	内尾明美	6番	福田正明
7番	長田賢二	8番	
9番	福山健	10番	小野陽一
11番	塚田修彦	12番	渡邊和人
13番	春本一喜	14番	山下時義
15番	岡村貞夫(会長)		
4. 本日の欠席委員(1名)
8番 田中文彦
5. 議事日程
日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
日程第2. 議案第93号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3. 議案第94号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4. 議案第95号 農用地利用集積計画の認定について
日程第5. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)
事務局長 野田尚之・局長補佐 田中慎一・主幹 瀬形茂
7. 会議の概要
1, 開会 開会午前 9時30分

事務局 おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から平成
27年第8回の農業委員会総会を開会致します。
はじめに、岡村会長よりご挨拶をお願い致します。

岡村会長 おはようございます。みかんの収穫、レタスの定植等で大変お忙
しい中にご出席頂き、ありがとうございました。先般の子牛のせり
で高値で価格が推移したという明るい情報もございます。本日は大
変お世話様になりますが、よろしくご審議くださいますよう、お願
い致します。

事務局 はい、ありがとうございました。
本日は田中文彦委員さんが欠席でございます。
出席委員は15名中14名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。
それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務め
るとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長にお願いし
ます。どうぞよろしくお願い致します。

議 長 はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び
総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ご
ざいませんか。

(はいの声あり)

議 長 それでは、7番の長田賢二委員さんと、9番の福山健委員さんに
お願いを致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の、
野田氏、田中氏、瀬形氏を指名を致します。

議 長 それでは、日程第2. 議案第93号 農地法第3条の規定による
許可申請についてを議題と致します。
事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第2. 議案第93号 農地法第3条の規定による許
可申請についてご説明いたします。

3ページをお開き下さい。整理番号1の案件につき説明致します。議案記載の譲渡人は議案記載の譲受人から贈与により取得し、所有権を移転したいというものです。

申請物件の表示は4ページの別表のとおりです。

田3筆4, 840㎡、畑7筆8, 329㎡、

合計10筆で13,169㎡です。申請理由は、後継者への贈与です。

審議の要点につきましては、記載のとおりです。

現地確認、書類審査、聞き取り等の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

14番 はい。議案記載の件は親子関係でございます。議案記載のお父さんは、11月になると86歳になられるようでございます。それで、この際ですね、息子さんに贈与したいということでございます。息子さんは郵便局を退官されて、現在都呂々地区におきまして、オリーブ栽培を一生懸命頑張っております。私たちの地域でもですね、この栽培が今後どういうことになっていくか、関心を持っています。本人も大変熱心であります。そういうことでございますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

議 長 無いようでございますので、整理番号1についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可することに致します。

議 長 続きまして、整理番号2並びに整理番号3の案件について事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第2. 議案第93号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

5ページをお開き下さい。初めに、整理番号2の案件につき説明致します。

議案記載の譲渡人は議案記載の譲受人と、交換による所有権移転を行いたいというものです。申請位置図は7ページのとおりです。

畑1筆373㎡です。申請理由は、自作地相互の交換です。

審議の要点につきましては、記載のとおりです。

現地確認、書類審査、聞き取り等の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

続きまして、6ページをお開き下さい。整理番号3の案件につき説明致します。

議案記載の譲渡人は議案記載の譲受人と、交換による所有権移転を行いたいというものです。

申請位置図は7ページのとおりです。田1筆376㎡です。

申請理由は、自作地相互の交換です。

審議の要点につきましては、記載のとおりです。

現地確認、書類審査、聞き取り等の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号2並びに整理番号3につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

12番 はい。4日前の21日に両申請人に話しを聞いて参りました。譲受人が話しをされたのは、自分の土地の間に譲渡人の土地があったため、交換してもらって1枚にしてみかん園の作業をしやすくすることでした。まわりの状況は、だいたい見渡す限りみかん園でございます。そしたら3の譲受人の話では現在自分の作っている田とあぜ続きで、管理が一緒にできるとのこと、交換をしたと話されておりました。以上のようなことです。よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。整理番号2並びに整理番号3の案件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。ございませんか。

(ありません。の声あり)

議長 無いようでございますので、整理番号2並びに整理番号3の案件についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号2並びに整理番号3の案件につきましては許可することに致します。

議長 続きまして、整理番号4の案件について事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第3. 議案第94号 農地法第5条の規定による、許可申請についてご説明いたします。

9ページをお開き願います。申請人は議案記載のとおりです。申請物件の表示は、苓北町富岡の畑1筆187㎡です。転用の目的は駐車場です。転用しようとする理由の詳細は、「譲受人は、現在駐車場を借りているため、自宅近くの土地を探していた。申請地は町道沿いにあり、

自宅の近くで利便性も良いため、転用申請に至った次第である。他に代替となる土地も無いことから、申請地を駐車場として転用したい」というものです。

申請地は13ページから15ページに図示しております。

審議の要点につきましては、記載のとおりです。

現地確認、書類審査、聞き取り等の結果、適当であると判断しております。申請箇所は農振農用地区域の除外区域であり、水道、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、おおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存することとあり、今回は、小学校・保育園もありますので、第3種農地と判断しております。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

13番 はい。9月16日に譲受人に電話連絡を致しまして確認致しましたところ、場所は自宅近くで、譲受人は現在駐車場を借りているため、自宅近くの土地を探していたとのこと。申請地は道路沿いにあり、自宅の近くで利便性も良いため、申請に至ったとのこと。他に代替地もないことから、申請地を駐車場として転用したいとのことでした。以上報告致します。

議 長 はい、ありがとうございました。整理番号1の案件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。
 ごさいませんか。

 (ありません。の声あり)

議 長 無いようでございますので、整理番号1についての賛成の方の挙手を求めます。

 (全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

議 長 続きまして、日程第4、議案第95号農用地利用集積計画の認定について、上程致します。
事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第4、議案第95号農用地利用集積計画の認定についてご説明致します。

11ページをお開き下さい。

新規設定で2件ございます。利用権の設定を受ける者は、苓北町農業協同組合です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は野菜です。

期間は10年3ヶ月です。

議 長 次の転貸の案件に大仁田委員さんの親族が借り手となる案件が含まれております。従いまして農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から審議終了まで退席をお願い致します。

(大仁田委員退席)

議 長 それでは事務局より説明をお願い致します。

事務局 続きまして、12ページをお開き下さい。

転貸で2件ございます。新規設定で苓北町農業協同組合が借り受けた農地を個人へ貸し出すものです。内容は新規設定と同じです。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願い致します。

3 番 はい。この周辺は、以前私もあつせんした、立会をしたんですけども、隣接の農地はほとんどこの方が借りておられまして、耕作者も高齢であるし、又もう一人の方も熊本市内ということで、なかなか管理が不可能ということで、貸しに出されたと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

議 長 ございませんか、無いようでございますのでこの件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第95号は原案どおり許可することに致します。

議事参与の案件が終了しました。大仁田委員さんの入室をお願い致します。

(大仁田委員入室)

議 長 議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局 事務局からその他事項がいくつかございます。

1. 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農業委員会の委員の公選制の廃止等の件について
2. 遊休農地に関する対策の取り組み強化案について

3. 「れいほくセミナー」「耕作放棄地の解消」参加呼びかけについて

4. 総会終了後、農業振興対策チームで農業者年金の加入推進会議開催の件について

最後に、次回農業委員会総会は
平成27年10月26日（月）午前9時30分～庁議室での予定
としております。

事務局からは以上です。

議長 農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして、平成
27年第8回総会を閉会いたします。

閉会午前10時38分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____